

平成26年3月

各位

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当組合は、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者等による個人保証の課題解決を目的とし、日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した経営者保証に関するガイドライン研究会が平成25年12月5日に公表しております「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守いたします。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応し、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」につきましては、全国銀行協会および日本商工会議所のホームページに本文およびQ & Aが掲載されておりますので、ご参照ください。

○全国銀行協会

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

○日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

以上

本件に関する問い合わせ先 融資部 電話：0238-52-3299
--